平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立都市公園条例施行規則(昭和41年岩手県規則第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 [略]	第1条 [略]
	(園路及び広場の基準)
	第1条の2 条例第2条の5第1号エの規則で定める基準は、
	<u>次のとおりとする。</u>
	(1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。
	ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得な
	い場合は、90センチメートル以上とすることができる。
	(2) 出入口に車止めを設ける場合は、当該車止め相互の間
	隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。
	2 条例第2条の5第2号ウの規則で定める基準は、次のとお
	<u>りとする。</u>
	(1) 通路の幅は、180センチメートル以上とすること。た
	だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない
	場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障の
	ないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回
	することができる広さの場所を設けた上で、幅を120セン
	チメートル以上とすることができる。
	(2) 通路の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。た
	だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない
	場合は、8パーセント以下とすることができる。
	(3) 通路の横断勾配は、1パーセント以下とすること。た
	だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない
	場合は、2パーセント以下とすることができる。
	(4) 通路の路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであ
	<u>ること。</u>
	3 条例第2条の5第3号カの規則で定める基準は、階段(そ
	の踊場を含む。以下同じ。)の踏面が滑りにくい仕上げがな
	<u>されたものであることとする。</u>
	4 条例第2条の5第5号エの規則で定める基準は、次のとお
	<u>りとする。</u>
	(1) 傾斜路(その踊場を含み、階段若しくは段に代わり設
	<u>けるもの又はこれらに併設するものに限る。以下この項に</u>
	おいて同じ。)の幅は、120センチメートル以上とするこ

- と。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 傾斜路の縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- (3) 傾斜路の路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (4) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、 高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル 以上の踊場が設けられていること。
- 5 条例第2条の5第7号の規則で定める主要な公園施設は、 修景施設、休養施設、遊戲施設、運動施設、教養施設、便益 施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を 踏まえ、重要と認められる公園施設とする。

(屋根付広場の基準)

- 第1条の3 条例第2条の6第1号ウの規則で定める基準は、 出入口の幅が120センチメートル以上であることとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 (休憩所及び管理事務所の基準)
- 第1条の4 条例第2条の7第1項第1号ウ(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - (2) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の ものであること。
- 2 休憩所又は管理事務所に受付等の用に供する台を設ける場合は、そのうち1以上は、条例第2条の5第1号イに規定する車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、常時勤務する者が容易に当該台の前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 第1条の5 条例第2条の8第1項第2号エ(同条第3項において準用する場合を含む。) に規定する規則で定める同号に 規定する通路の基準は、次のとおりとする。

(野外劇場及び野外音楽堂の基準)

(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は 、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないも

- <u>のとした上で、幅を80センチメートル以上とすることがで</u> きる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は 、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は 、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 2 条例第2条の8第2項第3号(同条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、同条第1項第3号に規定する車いす使用者用観覧場所の幅が90センチメートル以上であり、かつ、奥行きが120センチメートル以上であることとする。

(駐車場の基準)

第1条の6 条例第2条の9第2項の規則で定める基準は、同 条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設の幅が350セン チメートル以上であることとする。

(便所の基準)

- 第1条の7 条例第2条の10第1項第3号の規則で定める基準 は、便所の床の表面が滑りにくい仕上げがなされたものであ ることとする。
 - (多機能便房が設けられた便所等の基準)
- 第1条の8 条例第2条の11第1項第1号エの規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第2条の10第2項第1号に規定する多機能便房(以下「多機能便房」という。)が設けられた便所の出入口 の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (2) 多機能便房が設けられた便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の ものであること。
- 2 前項の規定は、条例第2条の11第2項第1号ウ及び第2条 の12第1号エの規則で定める基準について準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。